

## 令和3年壮瞥町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年6月17日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第28号ないし議案第35号、報告第1号ないし報告第3号  
及び諮問第1号について  
(提案理由説明・議案内容説明)

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和3年壮瞥町議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの2日間といたしたい  
と思えます。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月18日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連  
合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
今期定例会の付議事件は、議案8件、報告3件、諮問1件であります。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、行政報告を行います。  
町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和3年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。例年5月下旬に実施しております室蘭地方総合開発期成会の要望につきましては、緊急事態宣言が発令されていることから、室蘭地方の機関への要望は今年度は要望書の郵送により行ったところであります。本町といたしましては、国道453号整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進などを要望しております。

行政報告を行います。初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る本町の対応状況についてご報告申し上げます。5月16日からの北海道へ緊急事態宣言の発令及びその延長決定を踏まえ、本町では感染拡大防止の観点から町内の主な公共施設を休館、休止しているほか、町営温泉施設については利用を町民に限定するなどの措置を講じております。町民及び利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてご報告申し上げます。5月7日から始まった高齢者を対象としたワクチン接種は、集団接種方式により6月16日までに429人が2回の接種を完了しており、これまで救急搬送される方やアナフィラキシーショックで治療を受ける方もなく、円滑に進んでおります。6月18日から始まる高齢者を対象とした第2日程の予約状況は、5月26日の時点で352人となっており、合計で781人、87.7%の高齢者が7月28日までに2回のワクチン接種を完了する予定であります。この第2日程には、160名程度の空きが生じる見込みであったことから、優先接種対象者のうち60歳から64歳の方を対象にこの期間内に接種を行うこととして取り組んでおります。

次に、基礎疾患を有する方や一般対象者については、8月中旬から接種を開始する予定であり、遅くとも11月上旬までには全ての対象者が2回の接種を完了する予定であります。町としましては、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図る上で大変重要な対策であると考えており、引き続き町民の皆様が円滑に接種できるよう医療機関やその他の関係機関と連携し、取り組んでいく考えであります。

次に、地域経済対策についてご報告申し上げます。令和2年度の観光入り込み数は72万1,000人で、前年比40.4%にとどまり、新年度に入ってから改善せず、長期化により地域経済への影響はより一層深刻な状況となっております。この対策として、町では国や北海道の支援策の活用に関する情報提供をはじめ、国の交付金を活用して商工業振興緊急対策事業として事業継続支援や起業化支援に取り組むとともに、地域活性化事業としてプレミアム付商品券事業に加え、福祉商品券の交付などにより町民の皆様の安全で安心な生活と地域経済の活性化を支援する町独自の取組を実施しております。

また、緊急事態宣言の延長を受け、町内の飲食店の支援を目的に町職員等によるお弁当

の購入事業にも取り組んでおり、緊急事態宣言解除後にはビジット昭和新山キャンペーン第2弾を開始する等地域経済の活性化に向けた取組を推進していく所存であります。

次に、国勢調査の速報値についてご報告申し上げます。国勢調査は統計法に基づき5年に1度実施されており、このたび北海道が公表した速報値では当町の令和2年、2020年10月1日現在の人口は2,749人で、2015年の前回調査から173人、5.9%の減少となりましたが、胆振管内の町では一番低い減少率となっております。今回の調査では道内179市町村のうち93%に当たる167市町村で人口が減少しており、人口減対策は道内市町村の共通の課題ですが、国勢調査の人口は地方交付税の算定の基準にもなることから、今後これまで行ってきた施策に加え、第5次まちづくり総合計画に基づき移住、定住の促進に向けた総合的な施策の充実を図り、人口減対策に取り組んでいく考えであります。また、コロナ禍において調査にご協力をいただいた調査員の皆様、町民の皆様にこの場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

次に、壮瞥町子ども・子育て支援条例に基づく子育て支援施策の実施状況についてご報告申し上げます。お子さんの出産、就学のお祝いと子育て世帯の経済的負担を軽減することなどを目的として、本年度創設した子育て応援祝金事業については本年5月から申請の受付を開始し、順次祝金を贈呈しております。ゼロから2歳のお子さんがある世帯に対して、町指定可燃ごみ袋20リットルを1世帯当たり120枚配布する子育て応援ごみ袋配布事業と本年8月1日から高校3年生まで拡大することとしている医療費助成制度は対象となる世帯に案内を送付し、手続を進めているところであります。

また、壮瞥町子育て世代包括支援センターについては、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応し、切れ目のない支援体制を構築するため、母子保健法に基づき本年3月16日に保健センター内に設置いたしました。

妊産婦及び乳幼児等の各種相談、助言に加え、新たに短期入所、通所、居宅訪問など産後ケア事業を伊達赤十字病院のほか3事業所の協力をいただき、国の補助事業を活用しながら取り組んでいるところであります。子供たちは地域の宝であり、少子化対策は我が国共通の課題です。これからも子ども・子育て支援条例等に基づき子育て支援の施策を展開していく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症により令和2年度及び3年度中止した本事業について教育委員会を中心に検討を重ね、このたび中学3年生を対象に代替事業を実施することといたしました。その内容は、アドベンチャートラベルに先進的に取り組む阿寒湖周辺で英語によるガイド活動の体験や、北方領土の学習などを通し国際化の時代に対応できる人材を育てることなどを目的として行うものであります。感染症に十分留意して、充実した研修となるよう準備を進めるとともに、ケミヤルヴィ市の学校等とリモートによる交流プログラムも実施する計画でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年第1回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたしま

す。

最後に、黒崎副町長の体調と今後の見通しについてもご報告させていただきます。黒崎副町長は、本年4月下旬に指のしびれなどの症状が出て、同月28日に病院を受診したところ脳炎の疑いと診断されたため、そのまま入院治療を行っておりました。幸い投薬治療等により症状は治まり、これまでの検査から再発の可能性は極めて低いとされ、現在は退院し、自宅で静養しているところであり、近いうちに公務に復帰していただけるものと考えております。

議員各位、町民の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。今後も町三役と職員が一致団結して町政の執行に努めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

#### ◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問事項、壮警町学校施設長寿命化計画の理解と促進について。

壮警町は、平成29年4月に壮警中学校に久保内中学校を統合、久保内小学校は令和元年4月に休校措置として壮警小学校に、また壮警高等学校は胆振管内で唯一の地域農業科としてそれぞれ特色ある学校経営が展開されております。しかし、学校施設を見ると壮警小学校は平成元年で33年、壮警中学校は昭和52年で45年が経過、壮警高等学校については一部継ぎ足し建築を除くと60年以上の経過した施設であり、よりよい環境、施設の中での教育活動が望まれます。そのような中で教育委員会は、壮警町のホームページで令和3年3月に壮警町学校施設長寿命化計画を公表しました。特に中学校の統合による校舎建築に関連して次の点について伺います。

1点目、この計画の公表に至る経緯、目的について、学校関係者をはじめ町民の皆さんの理解と共通認識が必要と考えますが、この点についてどのように認識しているか。

2点目、この計画の中核は中学校統合後6年以内の校舎建築による有利な財源措置があると聞きますが、その内容と取組をどのように考えているか。

3点目、中学校建設後の跡地の活用策、プールと体育館の活用についてどのように考えているか。

また、久保内小学校の休校措置として3年目を迎えますが、1点目、現在休校措置しているが、この休校措置はいつまでと考えて、再開の場合の条件をどのように考えているか。

2点目、休校措置または廃校にした場合、建設時や改修時の補助金の返還があると聞きますが、その金額はいかほどか。

以上の点について答弁をいただき、質疑を交わしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の壮警町学校施設長寿命化計画についてですが、平成27年3月31日付、文部科学省から各市町村教育委員会に平成32年度までに同計画の策定を求める通知があり、これに基づき本町ではこれまでの検討経過を踏まえ、児童生徒の望ましい教育環境の整備について計画を策定し、公表したところであります。学校関係者と町民の皆様の理解と共通認識については、今後学校施設の整備を具体的に計画していく中で説明と協議を行う機会を設けるなど、取り組んでいく必要があると考えております。

次に、校舎整備における有利な財源の内容等についてですが、国庫補助金事業の負担金事業に学校統合による校舎等の新增築があり、この事業の活用を検討しているところであります。事業採択の要件には学校統合と同時に校舎の新増築を行うものとされておりますが、やむを得ない理由等がある場合、文部科学省と協議を行い、認められるものは統合後おおむね6年程度まで対象となるとされているところであります。

教育委員会では、これまで文部科学省に経緯と検討状況を説明し、協議を行ってきたところですが、本町の事業についてはやむを得ない理由の対象となり得る旨の回答を3月までに得て、現在整備に向け検討を行っているところであります。

次に、跡地の活用についてですが、平成30年3月に策定した第2期壮警町定住促進・公共施設有効活用計画の位置づけに基づき検討しているところであります。プールと体育館につきましては、両施設とも築後40年以上を経過しており、今後計画策定の中で考え方を整理していく考えであります。

次に、久保内小学校の休校措置についてですが、久保内校区の児童数が激減し、教育委員会を中心に保護者、地域の皆様と慎重に協議と検討を重ね、地域の皆様の理解を得て平成30年度をもって休校とする苦渋の判断を行ったところであります。休校措置を決定した後、スクールバスの運用や教職員の人事配置など壮警小学校へ円滑に移行できるよう配慮を行った中で、児童は新しい環境で学校生活を送っていると認識しております。

現在久保内校区から壮警小学校に通学している児童数は5人ですが、3年後には12人になると推計され、また新たに企業が立地する地域の環境の変化などがあり、こうした動向や児童数の推移を見据え、適切な時期に保護者の皆様や地域の皆様と協議を行い、意向等を十分に確認しながら検討をし、判断していく考えであります。

次に、補助金の返還についてですが、休校措置または廃校にした場合直ちに返還を要することにはなりません。が、学校施設以外の目的に転用、譲渡、取壊し等をする場合、財産処分手続とともに補助金の返還が必要となる場合があります。

具体的には、久保内小学校については平成27年度に学校施設環境改善交付金事業で屋根及び外壁改修を実施し、国庫補助金を2,464万1,000円受けており、現段階で財産処分

を行った場合 1,921 万 5,000 円国庫へ返還が生じることになります。

以上、質問の項目に沿ってご答弁してまいりました。学校は地域の歴史とともにあり、地域のシンボルであります。子供たちの望ましい教育環境づくりを最優先にして、これまでの経過と地域の将来展望とともに保護者、地域の皆様の意向を尊重し、十分な議論を行いながら教育環境づくりを行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 通告していました各項目について答弁をいただきましたので、各項目ごとに再質問を続けたいと思います。

1点目の壮警町学校施設長寿命化計画について質問いたします。私が壮警町学校施設長寿命化計画を承知したのは、壮警町のホームページを開いているとき、先に開いてみたときと異なる新しい情報として壮警町学校施設長寿命化計画がアップされていました。この計画の策定はさきの答弁にありましたが、平成27年、2015年3月31日付で文部科学省から市町村教育委員会に平成32年、2020年度までに策定を求める通知により策定して公表したということですが、この策定について求められていることは私たちは知りませんでしたし、中学校統合後の校舎建築の中でも触れられていなかったのではないのでしょうか。ただ、統合後6年以内に取り組むと財源的に有利なことだけが強調されていたのではないのでしょうか。

今回公表の計画はどのような組織で作成、検討されたのか、また作成に当たり今回公表の長寿命化計画は2021年度から2030年度までの10か年計画ですが、この10か年計画に位置づけられているのは計画書の13ページを見ますと、今後5年間の個別施設の実施計画（前期計画）で2023年、令和5年度に中学校の改築工事等のみであります。この改築工事等に向けての計画促進をどのように考えているか。また、後期計画はどのような取組か不明ですが、この点についてももし考えていることがあれば、伺いたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮警町学校施設長寿命化計画につきましては、町長から答弁をしたとおりでございますが、平成27年3月31日付で文部科学省から各市町村教育委員会に平成32年度までに策定するよう通知があったものであり、その後国の補助事業を採択するに当たりましては、この計画の策定を前提条件とする旨の通知があり、策定し、公表したところであります。

教育委員会では、学校施設につきまして協議、検討してまいりましたが、これまでの町部局での検討結果も踏まえ、その趣旨を教育委員会事務局がまとめ、計画案を作成し、公表させていただきました。

次に、この計画の工期を含めた方向性などにつきましてですが、町内の各学校施設の整備についても検討を重ね、財政状況を見極めながら計画し、取り組んでいく必要があると



考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁いただいたのを聞いていますと、平成27年にこういう文部省からの指示があって、それから令和3年、今年は3年ですけども、2年度まで中学校の補助事業をやるために忘れていたのか、その内容を承知していなかったかどうか分かりませんが、何かそのためにつくった、つくったのはいいのですよ、つくったものしか感じられません。

そこで、この計画策定の過程でいつから取り組んで、教育委員会の会議で十分私は検討されたのではないかと思いますけれども、計画の審議の中で計画案についてどのような意見が教育委員の皆さんから述べられたり、そして修正点があったのか、もしそのような修正点があったとしたら、どのような点が修正されたかについて説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

教育委員会の中での議論ですが、第2期壮警町定住促進・公共施設有効活用計画の考え方を基本としながらも、中学校の施設整備については移転、建て替え、義務教育学校長寿命化による大規模改修など様々な方法などについて協議を行い、これらの協議を踏まえて計画を策定したところでございます。特に教育委員会の委員さんのほうからは、修正点などはございませんでした。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） これは町長部局とも相談していることだと思いますけれども、つくったことが悪いとかそういうことを申し上げているのでなくて、やはりこういうものはきちっと公表するのでもいいのですけれども、皆さんに理解してもらうことが前提でないかと思うのです。

そこで、認識度です。町民の皆さんがこのホームページに掲載したからということだけでなく、やはり学校関係者、町民の皆様の共通した認識が私は必要でないかな、そういうことから考えてくると、今までずっと毎年教育委員会は教育行政執行方針を3月の第1回定例会で述べられております。それをずっと過去のものを読み開いてみますと、各年度の言葉は違うけれども、同じことを繰り返して言っているのです。ちょっと読んでみます。

平成29年度です。新年度は新しい壮警中学校がスタートし、学校統合は子供たちの教育を最優先に考えた判断ですが、整備後39年を経過する壮警中学校の望ましい教育環境について町長部局とともに検討を進めていく所存です。平成30年度、昨年4月、学校統合により新しい壮警中学校がスタートしました。整備後40年を経過する壮警中学校の望ましい教育環境の整備について町長部局とともに継続して検討を進めていく所存です。31年度、平成29年4月、学校統合した壮警中学校は整備後40年余を経過しています。中学校の望ましい教育環境整備について町長部局とともに継続して検討を進めていく所存です。令和

2年度、平成29年4月、学校統合した壮瞥中学校は整備後40年余を経過しています。中学校の望ましい教育環境の整備について町長部局とともに継続して検討をしていく所存です。令和3年度、平成29年4月、学校統合した壮瞥中学校は整備後40年余を経過しています。中学校の望ましい教育環境の整備について町長部局とともに継続して検討を進めていく所存です。

今読み上げましたけれども、各年度の執行方針がどこまで毎年確認していたのかなということはちょっと疑問に残ったものですから、今読ませていただきました。平成29年度から町長部局とともに継続して検討し、中学校の望ましい環境整備をどのようにまとめられたのか、そして教育施設長寿命化計画の中でどう反映させ、取り組むかについて伺います。

そして、考えるには令和2年度に策定した、これは令和3年3月に公表しているということは2年度に策定したということですので、壮瞥町教育施設長寿命化計画を私は広く認識と認知してもらう必要があるのではないかな。そのためには、決まり切った今までのずっと続いた文章表現でなくて、私は令和3年度の教育執行方針の中できちっとこの長寿命化計画の実現に努力しますというような決意があってもよかったですのではないかと思います。そのようなことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

中学校の望ましい環境整備につきましては、平成28年度まで教育委員会を中心に検討がなされ、それを踏まえて町部局の総合政策プロジェクトにより財政面での計画も含め検討し、第2期定住促進公共施設有効活用計画策定の中で検討され、考え方が平成30年3月にまとめられたものと承知しております。この基本的な考え方にに基づき壮瞥町教育施設長寿命化計画に位置づけたものであります。教育行政執行方針についてですが、学校施設の整備には大きな予算措置と執行が伴うことから町部局と連携し、検討することを方針として説明してきたところでございます。

本町の財政は平成28年度から平成30年度まで3年間で、実質単年度収支が3億円以上の赤字が生じ、全庁を挙げて最優先課題としてこの改善に取り組んでいるところでございます。

本年第1回定例会で町長がお示ししました行政執行方針では、最優先課題として取り組んでいる町財政の改善の状況を踏まえ、学校施設については早い時期に第2期定住促進公共施設有効活用計画で位置づけを行うと述べております。この方針を受け、教育行政方針を述べたところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 教育行政は町の行政と一体化したもので町長部局と相談しながらやるのは当然だと私は理解しておりますが、そういう中で望ましい環境整備というものを財政を考えながら、やはり私きちっとまとめるべきでないかなという気がしてなりません。

そこで、次に移ります。2点目で学校統合による校舎等の新增築の国庫補助事業については理解しますが、採択条件でやむを得ない理由等がある場合、文部科学省と協議との答弁をいただきました。そして、町教育委員会は文部科学省に経緯と検討状況を説明し、協議、本町の事業、壮瞥町の事業はやむを得ない理由の対象となるということで、3月までに文部科学省から回答があったということですが、壮瞥町が文部科学省に説明したやむを得ない理由というのはどのような内容だったのか。そして、この3月までに文部科学省から回答があったと言うのですけれども、3月の何日頃だったのでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

文部科学省との協議につきましては、北海道教育長を通し行っており、その内容は統合に至る経過と統合の検討状況を説明したものです。本町の事情といたしましては、有珠山という20世紀4回噴火した活火山があり、防災マップに依拠した安全で安心な教育環境づくりと避難所としての活用など、慎重な検討と調整を行っていること。平成28年から児童数の激減により小学校の在り方の検討を行う必要が生じたこと。加えて、一般会計の予算規模が40億円程度の本町において平成28年度から実質単年度収支が3年間で約3億円の赤字となり、財政調整基金を取り崩す状況が継続し、この収支改善に最優先で取り組み、令和元年度の決算において改善しつつあることなど、こうした町政の事情と検討状況などについて昨年町の決算が取りまとまった後庁内で検討し、考え方をまとめ、協議を開始し、3月10日回答を得たところであります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 検討といいますか、壮瞥町が文部科学省に申し上げた理由について説明を受けました。そこで、こういう財政、本当に財政は大変だと思います。そういう中でこのような事業を取り進めようとしているのですけれども、現段階でそういう示された内容でどの程度教育委員会といいますか、町と協議して進んでいるのでしょうか。現段階でどのような、どこまで進んでいるのかについて伺いたいなと思いますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

検討状況、現在の状況等につきまして、第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画の考え方にに基づき、町の将来を見据えた効率的な整備を基本に校舎、体育館等、施設整備全般とその配置について検討をしているところであり、本年度中に財政の見直しも含め基本構想をまとめていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。本当に財政が当初予算38億程度あっても、そのう

ちの4億近い金が衛生費で使われておりますよね。衛生費というと私たちの日常生活に直接関係はありませんけれども、黄溪の廃止鉱山の廃水処理のために4億近い金が使われている。そうすると、実際には34億程度の財政規模の中で今この大きな事業に取り組むには相当な決断が必要だなという気がしてなりません。そういう面で町長部局と十分に検討されて、協議されて進めていただきたいなど、そういう要望をしておきたいと思います。

次に、跡地の活用です。これについては先ほど答弁の中で第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用の中にきちっと位置づけに基づいてということを私は理解しますし、そうあるべきだと思います。そこで、従来の説明にありました中学校の建設地を移転した場合の用地の確保だとか、またグラウンドを新しく設置したときの土地の確保です。これには大きな財政負担も伴ってくるでしょう。そういう中でこれから進めようとしているご苦労は私大変だなという気がしてなりません。そのためにも現在の中学校のグラウンド、これが教育活動や部活動に利用することが必要でないかな。そうすることによって町財政が少しでも潤うという言葉は変ですけども、助かるのでないかな、そんな気がしてなりません。

また、今後町内の望ましい社会教育を含めた体育施設としての現在の中学校の体育館は建設後40年は経過しているとはいえ、メンテナンスを計画的に行って町体育館としての活用が私は期待されるし、必要でないかな、そのように考えます。

また、現在のプールも設置後40年余の経緯はあるものの、鋼板製、鋼鉄の鉄板といえますか、そういう厚い鉄製のものでありますし、全天候型で屋根もかかっている長期間利用できる、これも継続してきちっとメンテナンスといえますか、そういうものを施しながら、またろ過器なども相当年数がたっていると思いますので、更新によって私は新しくそういうものを造るのでなくて、現在ある施設を有効活用していくことが私は必要でないかな、そのように考えておりますけれども、このことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

さきの質問にご答弁しましたとおり、第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画の考え方にに基づき、町の将来を見据えた効率的な整備を基本にその考え方を検討しているところでございます。現中学校校舎以外の施設については、ただいま委員より提案のありましたことについて一つのご提案として受け止め、今後計画を具体的に策定していく中で施設の状態、財政の状況と総合的に検証し、位置づけしていく考えでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。そういうこと、私が日頃考えていることを述べて答弁をいただきました。

そこで、次に久保内小学校の休校措置について伺います。久保内小学校の児童を壮瞥小学校に通わせるために教育委員会は長年にわたりご苦労され、実現しました。このご苦労

に感謝申し上げたいと思います。望ましい教育の在り方を考えるとき、学年の児童が1名とか2名程度、また欠学年が生じる学校経営について私は過去の経験から疑問を持っていました。地域の声を大切にと、統合でなく休校としての措置で、児童の教育の在り方が置き去りにされた休校措置であったのではないかと今でも私は疑問を持っております。

そこで、壮瞥の久保内小学校は休校措置ですけれども、このように現在道内で休校措置として取り組んでいる学校数はどの程度あるのかな。学校数といいますか、町村です。町村と学校数はどの程度あるのかな。また、道内の町村で小学校、中学校各1校の設置による町村数です。小学校、中学校各1校で教育行政を進めている町村数についてももしも承知していれば、伺いたいと思います。

それから、休校措置後、元の姿、休校措置前に戻り単独校としての事例があるか、そういう今まで道内でも休校措置があったと思うのですけれども、休校措置を解いて元の姿に戻って単独校として学校経営がされている町村があるかについて大変だと思いますけれども、もしも承知していれば、伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、道内の休校している学校数でございますが、小学校が6校、中学校が4校です。これは8市町になります。次に、小学校と中学校各1校の自治体数ですが、2市37町8村で合計47の自治体でございます。

次に、休校後学校再開した事例ということでございますが、これは平成15年以降の北海道の事例として中学校2校が休校から学校再開となっております。そのうち1校が再度休校となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 大変なことを聞いて調べていただきました。ありがとうございます。

やはり道内には休校措置を取った学校もあるけれども、なかなか元に戻るの難しいということがこれで私は分かりました。そこで、私もいろいろとこの一般質問を提出した後、北海道教育委員会が毎年5月1日に発表しております学校基本調査によってどの町村がどうなっているかということ調べてみました。そこで、学校統合、これが進んでいるのは空知管内なのです。参考までに申し上げたいと思いますけれども、空知管内なのです。空知管内には9つの市と14の町があります。その中でこれは市の産業形態の衰退によって1校で運営している市が2つ、空知です。9つのうち2つありました。14の町の中で13の町が1校なのです。私も空知管内で教育に携わっていたものですから、関心があっていつもこれ調べているので、ここを見ているのですけれども、そのようにやはり人口が1万人程度のところでも1校で運営しているだとか、そういう事例があります。先ほど行政報告の中に2020年に行われた国勢調査の速報値のことについて触れられておりました。空知

管内の 14 の町で壮警町の人口を下回る町は 5 つあります。それ以外の 8 つの町は人口を上回っておりますけれども、14 ある町の中で皆さんご承知だと思いますけれども、栗山町だけが複数の小学校で運営している。ほかのところは各町は 12 ですか、12 の町は全部 1 校で学校経営がなされている。そして、町の面積も相当広いところです。最近では長沼町、これも 1 校になりました。そのように空知管内では昔からこういうのは進んでいるのですけれども、やはり私は壮警町も 1 校で運営すべきでないかなということで日頃考えております。

そこで、次に先ほどの答弁にもありましたが、現在の久保内地区から通学児童は 5 名との答弁がありましたけれども、学年別人数について伺いたいと思います。また、最初の答弁の中で 3 年後には 12 人になると推計、また新たな企業進出での期待感も示されましたが、3 年後の各学年のそれぞれの人数について、これは推計だと思いますけれども、どのような形になるのかな。1 回目の答弁を聞いておりますと、聞かれた方は休校措置が解かれるのでないかななんて早合点する保護者の方もいらっしゃるのではないかなと私は危惧しております。もし休校措置が解かれ、久保内小学校が再開されたとき、その時点で通学している学校で卒業まで学びたいなんていう希望が出た場合、希望が出ないとも限りません。想定されます。想定で申し訳ありませんけれども、このように卒業までその学校で学びたいという希望があったとき、そのときの対応は現段階でどのように考えているのか、これも想定で構いませんが、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

現在の通学児童の状況ですけれども、久保内校区からですが、1 年生が 1 名、2 年生が 2 名、3 年生が 1 名、4 年生が 1 名の計 5 名でございます。

次に、3 年後の状況ということでございますが、これは転入、転出内ということでの推計でございますが、1 年生が 2 名、2 年生が 2 名、3 年生が 4 名、4 年生が 1 名、5 年生が 2 名、6 年生が 1 名の 12 名でございます。

それから、ご質問をいただきました懸念や誤解の生じないように今後も保護者、地域の皆様と子供たちにとって望ましい教育環境づくりを基本に検討協議していく考えでありますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 課長、継続して学びたいという声があった場合どうするかという。

○生涯学習課長（河野 圭君） 失礼いたしました。継続して学びたいということでございますが、これにつきましても地域の皆様と本当に子供たちにとって望ましい教育環境が何かということを検討、協議しながら考えて、検討していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 分かりました。望ましい教育の在り方というものを十分にこう、基本的なものが私は必要でないかなと常日頃考えているのですけれども、やはり地域の声

を大切にということ分かります。けれども、地域を構成している高齢者をはじめとする皆さんの声と子供の教育の在り方について直接的に考えている子育て世代の親の皆さんの考え、声には私は格差があるのではないかと、そのようなことを考えます。教育委員会は長年の課題であった町内1校でスタートしたのですから、現在の体制で望ましい学校教育の姿、ビジョンを町民の皆さんにできるだけ早く示すべきではないでしょうか。

壮警町の小学校、中学校、高等学校の教育のあるべき姿、ビジョンを示して一日も早く私は実現することが大切だなと考えますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会制度が見直されました。この新制度においては、地方公共団体の町と教育委員会の協議、調整の場である総合教育会議の設置と教育大綱の策定などが設けられました。本町では昨年7月に総合教育会議を開催し、壮警町教育大綱を改定いたしました。この大綱は第5次壮警町まちづくり総合計画と関連を図り、社会の形成者として必要な自立、協働、創造する力を生涯を通じて身につけられるよう質の高い学習機会の充実を図り、笑顔あふれる元気なまちづくりを基本目標としています。令和2年度から令和6年度までの5年間を見通した壮警町の教育に係る総合ビジョンとしてお示しをさせていただきました。この教育大綱の基本方針や施策の方向性を踏まえ、その実現に向けて各年度の教育行政執行方針を策定し、取り組んでおりますことについてご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の答弁理解しますが、私も第1回、この法律の改正によって総合教育会議ですか、これが設置された第1回目からずっと傍聴させていただいております。ですから、その内容については理解しますが、こういう中で示されたことが町民の皆さんにやはり理解してもらうような努力を今後続けていくことが必要でないかな、そんな気がしてなりません。

そこで、次に補助金の返還についても答弁をいただきました。平成27年度の学校施設環境改善事業ですか、この国庫補助の返還が現段階では1,921万5,000円ありますよということもこれは計算式から出るのでしょうか。理解します。しかし、休校措置でいつ再開できるか見通しのない中でいつまでもこの状態を続けていいのかな、そういうことが私は気がかりであります。私はできるだけ早い時点で今後の壮警町の教育の在り方を示し、現施設

の活用、現施設というのは久保内小学校ですね、の活用を考えることが必要でないかと考えております。

その一つとして、先ほども中学校の建設のときにやむを得ない理由だとか、いろんな理由の中に避難所の問題がありましたよね。それと同様に、災害発生時の避難所となるよう現在の施設の改修を私はぜひ取り進めていただきたいの。その一例として2段ベッドだとか、または和室として畳を入れて、そこでくつろげるような環境だとか、また長期間にわたって避難所が続いた場合、避難生活が続いた場合に自主的に避難所を経営、運営できるような、これは食の問題ですね。食事のことが避難者自らがそこで取り組めるような施設の充実、こういうものを私は取り組んでいただきたいな、そのように災害の発生、壮瞥町の場合は避難するとなると火山噴火のときに最大の大きな避難になりますけれども、災害発生時の活用は何十年に1回というように多くありませんが、それ以外の活用として日常的な活用、また長期休暇時のスポーツ活動や文化活動の場としての青少年の健全育成のための宿泊研修施設としての活用を私は考えることが必要でないかな。それはただ単に現在の小学校だけでなく、農村改善センターだとか、オロフレほっとピアザとの連携による利活用の推進を図ることが私は必要でないかと考えております。

このように避難所やスポーツ文化活動、研修活動の施設として利活用したときの補助金の返還、これはどうなるのかな。一度そういうことで聞いていただきたいなと、そんな気がしてなりません。そのようなことが認められて、返還がもしも免除になったとしたら、この事業推進の財政負担の軽減につながるのではないかと思います。いろいろなことが考えられますけれども、やはり一日も早くこの休校措置というものを解いて、続けるのではなくて利活用を私は進めるべきでないかと考えておりますけれども、このことについての考えを伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

休校または廃校となった学校施設につきましては、学校施設以外の目的に転用、譲渡、取壊し等を行う場合財産処分手続が必要で、補助金の返還を要する場合があります。さきに答弁したとおりでございます。

現在休校中の久保内小学校を適切に管理するとともに、将来を見据えた施設の役割については諸計画の位置づけに基づき検討を加えていくことが必要と考えております。ただいま議員からちょうだいいたしましたご意見につきましても、一つの参考としながら今後の施設の有効活用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の考え分かりました。

そこで、壮瞥町にはたくさんの多くの各種計画があります。この計画を推進するために多額の財政負担が伴い、年々減少する人口、さきの行政報告の中で2020年の国勢調査の速



報値として人口が報告されていましたが、胆振管内では一番低い減少率とはいえ、やはり年々高齢化していく中で安心できません。そのようなことを考えたとき、少子化だとか高齢化が進むことを考えた場合、財政面では自主財源としての町税の減少、加えて2年続けたのコロナ禍による観光産業の衰退、多くの課題を抱える中でたゞいま質疑を交わしてきました。望ましい教育施設充実のためのこの長寿命化計画の取組は目前に迫っております。そして、もしもこれを取り組んだ場合、やはり一番大きな財政負担になるのではないかな。幾ら補助金が、国庫補助があるとはいえ、やはり財政負担が加わってまいります。多くの課題を抱え、各種計画の整合性を図りながら取り組まれている町長をはじめとする職員の皆さんの努力に私は感謝しております。

最後の質問として、町長は教育行政に長年携わり、現在町長として3年目を迎えていますが、今より以上の職員間との連携を図り、各種計画の実現に向けて努力していただきたいということを最後に申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 総括的に私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

町政運営の任に就かせていただきまして、2年が経過して3年目を迎えております。この間議員の皆様、町民の皆様の温かいご理解、ご支援を賜っておりますことに感謝を申し上げますたいと、このように思っております。

17年前に本格的な合併協議を経験した者として、壮瞥町の持続には健全な財政運営が基本であることを実感し、今はそれも変わってはいません。近年の町財政は顕著な収支不均衡が継続しておりましたが、令和元年度実質単年度収支が改善し、またコロナ禍ではありますが、令和2年度、昨年度の決算見込みではさらに改善し、財政調整基金など基金も5年ぶりに増加に転ずる見込みとなっているところであります。

人口の減少、少子化対策や地域コミュニティの維持など課題が山積する中、課題解決にチャレンジし、笑顔あふれる元気なまちそうべつの実現を目標としたまちづくり総合計画を令和元年度に策定したところであります。総合計画や諸計画の位置づけに基づき、職員や住民の皆様とともに本日質問をいただいた教育施設、教育環境の整備や社会資本の整備に加え、総合的な定住対策、施策などを計画的にかつ確かな財源の裏づけを持って実施できるようこれからも努めていきたいと、このように思っておりますので、変わらぬ議員の皆様、町民の皆様にはこれからもご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 続いて、8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私のほうからは、新型コロナワクチン接種の現状と課題について伺います。

質問要旨といたしまして、町内高齢者に対する新型コロナワクチン接種の第1日程が5月7日から始まり、第2日程は6月18日から始まることで町民にも一応の安堵感が生ま

れていることと思います。今後は、高齢者の第2日程終了後に始まる64歳以下の一般対象者や基礎疾患を有する方への接種とステージが変わっていくこととなりますが、これまでの接種で見えてきた課題と今後の接種に向けての課題について伺います。

1つ、第1日程における高齢者への接種状況と副反応の実態は。

2点目、ワクチン管理上の課題と今後のワクチン確保の見通しは。

3点目、接種形態と接種会場における課題は。

4点目、64歳以下の一般対象者、基礎疾患を有する方への接種見通しと課題は。

以上について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の高齢者への接種状況についてですが、本町では5月7日から第1日程のワクチン接種を開始し、5月26日までに対象者890人のうち429人が1回目の接種を終え、5月28日からは2回目の接種に入っており、6月16日までに第1日程を完了する予定となっております。

副反応につきましては、帰宅した後一般的に報告されているような頭痛や筋肉痛など軽度の症状の方はおられたようですが、現段階で救急搬送された方やアナフィラキシーショックで治療を受けた方はいなく、ワクチン接種は順調に進んでおります。

次に、2点目のワクチン管理上の課題等についてですが、ワクチンはそうべつ温泉病院に設置した超低温冷凍庫で保管し、薬剤師が管理しており、現在まで管理上の課題は報告されておらず、また今後のワクチン確保の見通しについては当初の不安は解消され、自治体等の希望に沿って確保、供給される見通しとなっております。

次に、3点目の接種形態と接種会場における課題についてですが、今回本町の置かれた環境の中で迅速かつ円滑に接種が実施できるよう協議、検討を重ね、集団接種方式で町保健センターと農村環境改善センターの2か所を会場として実施しておりますが、町民の皆様の多様なニーズ、意向へ配慮し、個別接種やかかりつけ医による接種など、関係機関と協議、検討を行い、環境を整えていくことが今後の課題と認識しております。

次に、4点目の64歳以下の一般対象者、基礎疾患を有する方への接種の見通しについてですが、7月27日までに行われる高齢者を対象とした接種の第2日程において160人程度の空きが生じる見込みであり、この間に優先接種対象のうち60歳から64歳の接種を終了させる予定です。基礎疾患を有する方や一般対象者の方には6月半ばに接種券を発送し、8月16日から接種を開始し、遅くとも11月初めまでには2回の接種を終了させる予定で取り組みたいと考えております。

なお、6月1日から接種の対象が16歳以上から12歳以上に拡大されましたが、対象となる児童生徒の接種の方法については今後関係機関と協議し、計画的に進めていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、再質問を進めてまいりたいと思います。

まず、高齢者の接種状況については今月4日付の新聞記事にも載っていましたが、壮警町と豊浦町については西胆振3市3町の中では人口も少ないこともあり順調に進んでいるということであり、これは対象人数が少ないことできめ細かい対応が可能な小規模自治体の有利性が働いたということだと思います。今後の高齢者第2日程も順調に進むことを期待しております。

そこで、次に始まる高齢者接種の第2日程の予約状況と最終的な高齢者の接種率をどの程度に見込んでおられるか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

高齢者の第2日程の予約状況についてですが、現在352人が予約をしておりますので、最終的な高齢者の接種率は87.8%になると見込んでおります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、65歳以上の高齢者のこの第1日程におけるキャンセル者数はどの程度発生しているかお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

65歳以上の第1日程のキャンセル数ですが、11人おりました。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

次について、第1回定例会でも質問しておりますが、当初接種を希望しなかった方が後日希望するという場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ワクチン接種の期限についてですが、今回の新型コロナワクチン感染症に係る予防接種の実施について、厚生労働省からの通知では期間が令和3年2月17日から令和4年2月28日までとされています。この期間内でワクチンの接種を受けることになりますので、当初は接種を希望しなかった方でもこの期間内であれば後から希望することは可能で、希望されるようになった方の意向と接種日程を調整するなど、きめ細かな対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 多分今高齢者の予約を受け付けている最中だと思うのですけれども、この予約を申し込まない未予約者というのですか、そういう方に対する具体的対策に

ついてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

高齢者の中で予約をされていない方が大体おおむね 100 名程度おられましたので、接種勧奨のはがきを送付しまして接種勧奨を呼びかけております。そのはがきを御覧になった方で数名なのですけれども、予約の連絡をしております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 了解いたしました。

それで、町内の病院ですとか高齢者施設ですか、これらへのその接種状況、医療従事者、関係する職員、それと施設に入院、入所されている方の接種状況が分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

町内病院等の接種状況なのですが、医療従事者としてしましてそうべつ温泉病院では 5 月 28 日に、三恵病院につきましては 6 月 3 日に 1 回目の接種が打ち終わり、現在両病院とも 2 回目の接種が進んでいるというふう聞いております。また、入院、入所者につきましてはそうべつ温泉病院、プライムそうべつについては 5 月 24 日から接種が開始されておることとあります。また、三恵病院の入院者につきましては 7 月以降になるというふう聞いております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） では、副反応に関してちょっとお伺いいたします。

これについて広報などでも周知されておりますけれども、人によっては特に 2 回目の接種後に発熱やだるさが多く出て、非常に苦しい思いをされているという話も聞いております。その際、接種日から 2 日間は可能であれば予定を空けておくことや発熱時に備えた薬剤の準備、それからそれらの必要性について述べておりました。例えば勤め人であれば、勤務先との調整も必要になると思います。また、一般家庭であれば過度な情報発信にならない範囲で事前準備の必要性、これ家事従事者等であれば簡単な食事の用意だとか食材の準備等も必要であると思いますが、その辺についての周知する考え方についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ワクチン接種後は発熱や倦怠感などの副反応が一般的に報告されておりますので、議員ご発言のとおり勤務先の職場においては接種日と接種後の勤務についてワクチン接種特別休暇の制度を導入している企業の例ですとか、そういったものを参考にさせていただくこと

などで理解を得ていくこと、また一般家庭におきましては議員おっしゃるとおり簡単な食事や食材の準備、そのほか例えば家族で接種日を変える工夫など、今後一般接種を円滑に推進する観点からも検討しまして、必要な情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

それでは、2点目についてお伺いいたします。2点目はワクチン管理上の課題と今後のワクチン確保の見通しということでございますけれども、この質問についても第1回定例会で取り上げております。3月時点ではまだ運用前ということもありまして、手探りでの議論が多かったと思います。ワクチン管理については、答弁のとおり保管段階で特に問題はないということは理解いたしますが、実際の運用が始まってワクチン接種は冷凍されたワクチンを解凍しながら使用することになるわけで、在庫管理上の問題として解凍した分を5日以内に全量を使用する必要があると思っておりますが、当日にキャンセルが発生したケースや解凍をし過ぎて余剰が発生するなどのトラブルがあったのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

当日のキャンセルの発生については、役場庁内でキャンセル発生時の対応の考え方をまとめておりまして、それに従って対応をしております。具体的には、ワクチン接種の従事者である保健センターや役場の職員に接種をしております。貴重なワクチンに無駄が生じないように対応しております。また、ワクチン解凍によるトラブルがテレビ等で報じられた例もありますが、壮警町においてはこれまでのところ発生はしていません。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 今のところトラブルはないということですが、このキャンセルが発生したときのその具体的な対応という部分についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

キャンセルが発生したときの具体的な対応ということなのですが、今現在はワクチン接種に従事する保健センターや役場の職員に接種をしております。その次の段階としましては、ワクチンを接種できない年齢と接触のある例えば子どもセンターですとか小学校の教職員、そして中学校、高校教職員、警察官というふうに順次打診していくということになります。ただ、急な呼出しになりますので、可能な範囲でということになります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これについて、前回全員協議会の中でも若干説明は受けていたのですけれども、要は学校職員ですとか、そういう方に接種すると。ただ、それは町内通勤者に限るといって説明があったのですけれども、町外通勤者についてはその施設内とか、組織内での蔓延を防止する観点からも対象とすべきではないのかということですが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

町外者の扱いということなのですけれども、今回のワクチン接種は居住する市町村で接種するということが基本になっております。もちろん例外等はあるのですけれども、いろいろ手続が必要だったりすることから、ちょっとキャンセル対応には間に合わないということで町内居住者ということに限定させていただいております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

それでは、運搬上のトラブルということで保管先の温泉病院から接種会場まで、これらのその運搬する上でのトラブルというのは具体的にあったのか、なかったのかについてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

運搬上の問題、トラブルなのですけれども、ワクチンは薬剤師がそうべつ温泉病院のほうで解凍しまして、専用の保冷バッグを用い接種会場まで運んでおります。今回使用しているワクチン、ファイザー社のワクチンなのですが、こちらのワクチンは振動に弱いというふうに報告されていますが、そのため専用の保冷バッグを用いておりますので、現在のワクチンの運搬上のトラブルというのは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

ワクチンの確保についてちょっとお伺いいたします。国においては十分確保されていて、各自治体の需要希望によって供給されるということで一応の安心はしているところなのですが、現在国内で承認されているワクチンというのがファイザー社製、それとモデルナ社製、それからアストラゼネカ社製の3種類があると聞いております。高齢者の先行接種分についてはファイザー社製ワクチンを使用して、国が今都市圏で実施しております大規模接種会場ではモデルナ社製ワクチンを使用するということになっているようですが、今後町内で進める一般対象者や基礎疾患を有する方などを対象とした接種に使用されるワクチンはどの種類が使われるのかお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ワクチンの種類についてですが、今回のワクチン接種について厚生労働省から1施設1ワクチンという原則が示されております。壮警町もそうなのですが、市町村の接種にはファイザー社のワクチンが配分されておりますので、今回の接種期間である来年、令和4年の2月28日まで、今回のその予防接種の期間につきましてはファイザー社のワクチンが使われることとなります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、3点目でございますけれども、接種形態と接種会場における課題についてお伺いいたします。

本町では集団接種方式での実施ということで、町内でこれまで実施されております。各種の、これは町においてはこれまでいろいろなその集団健診等を行ってございまして、非常に慣れもあったと。非常にスムーズに接種が行われていたと感じますけれども、医師、看護師等の確保の面で問題はなかったのかということについてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

本町におきましては、これまで円滑に接種が進められていると認識しております。その要因としましては、国の交付金を活用し、必要な人員の確保や実施に向けた迅速な協議とともに限られた情報の中で入念に実践的な接種計画を担当及び全庁的に協議、検討して早め早めの準備を進めたこと、それとそうべつ温泉病院の全面的な協力があつた結果と認識しており、これまでのところこの方式において医師及び看護師、薬剤師の確保には問題なく行われているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） ワクチン接種を迅速に進めるためということで、集団接種方式というのは非常に効果があつたと思います。これは高齢者向けに配分されているファイザー社製ワクチンが超低温冷凍庫で保管する必要があり、今回のワクチン接種の場合あらかじめ予約を取った上で実施人数に合わせて解凍、それとそれを集団的に実施したほうがワクチン用意の観点からも効率的だつたと思います。

一方、個別接種の場合、通常の診療業務の中で実施することになるため大人数の対応は難しくなってくるだろう。これでは非常に効率は悪いと思います。ただ、接種対象者の様々なニーズに沿えるということを考えていけば、現状では新型コロナは未知の疾病でもあつて緊急的な対応が必要だつたと思いますけれども、新型コロナがインフルエンザワクチンのように毎年繰り返されるような疾病対応をするということになれば、当然その一般のクリニックやかかりつけ医での対応が通常的になるものと思われませんが、ぜひ関係機関と前向きに検討していただきたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

一般のクリニックやかかりつけ医などでの対応ということですが、まず個別接種につきましてはそうべつ温泉病院が協力の意向を示してくれておりまして、現在協議をしているところですが、これが開始されればさらに接種は加速するものと期待をしているところでございます。

また、かかりつけ医については多くの町民が近隣市町の病院に通院していることから大変重要な課題と認識しておりますが、現段階でのワクチン接種は市町村の区域内に居住するものとなっているため、市町村を超えての接種は難しい状況にあり、今後国の取扱いの状況を注視し、町民の皆様の多様な意向に沿った安全で安心な接種環境を整えていくよう努めていく考えです。

なお、取扱いが可能となった場合には広報などで町民の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、4点目であります64歳以下の一般対象者、それと基礎疾患を有する対象者の接種見通しと課題についてお伺いいたします。

まず、6月半ばに町から発送される一般対象者のワクチン接種券の中で消防職員や医療従事者等の先行接種を受けておられる方、これらについて接種済みであるという把握をどのように進められるかについてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、壮警支所に勤務する消防職員につきましては2回の接種が完了しております。また、壮警町に居住し、他の自治体に通勤している消防職員ですとか医療従事者等につきましては勤務地にて接種を受けることとなりますが、予診票というものがあるのですが、その予診票が国保連合会を通じて居住市町村、壮警町のほうに送付されますので、多少期間を要します。2か月から3か月間はかかるのですけれども、正確な接種人数を把握できることとなっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それは了解いたしました。

これ今日の新聞にも載っておりましたし、先日の新聞にも載っていたのですが、洞爺湖町と登別市ですか、要は職域接種という、これは人数的な制限はあるというふうには聞いているのですが、コロナ禍の経済回復を早期に推し進めるということであれば、商工ですとか観光関連の職域接種もしくは職場接種、うちの場合大きな職場といってもサンパレスぐらいしかないとは思いますが、その辺についての検討が必要でないかと思うのですが、



その辺についての考え方を伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

職域接種、職場接種ということだと思うのですが、職域接種につきましては厚生労働省の令和3年6月1日付の通知で実施要件が示されておりまして、内容は医師や看護師を含むスタッフを企業が自ら確保することですとか、最低でも2,000回分、人数で言うと1,000人分なのですが、2,000回分の接種を基本とするということが求められておりまして、難しい現実もありますが、商工観光関連に従事する方の接種が進むよう今後必要な情報の収集と提供を適切に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） ぜひその辺前向きに検討していただければと思います。

それで、抵抗感についてちょっと言いますと、高齢者は比較的ワクチン接種については多くないと思います。ただ、若い世代においてはかなり多くの抵抗感が発生しているように感じます。理由は様々あると思いますけれども、大きな要因としては現代のネット社会においてはワクチン接種によって発生する副反応に対するマイナス要因の情報等が満ちあふれており、接種に関しては後ろ向きの若者が多く発生しているように思われます。ただ、集団免疫の必要性などワクチン接種のメリットや副反応に関する情報もきめ細かに発信していく必要があると思いますが、考え方についてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、副反応に対する不安により接種をためらっているという若者が発生していることはテレビ等でも報じられておりました。ワクチン接種の必要性、有効性や副反応に関する情報については、これまでも町の広報で取り上げまして周知を図ってきたところなのですが、これからも引き続き正確な情報を伝え、できるだけ不安を取り除き、安心してワクチン接種が受けられるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、次に学生等で町外に住んでおられる方、この対象者の取扱いについてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

学生さんなどで町外に住んでいる対象者についてということなのですが、学生さんでありますと例えば住民票は地元において、生活は都市圏でということがよくあります。この場合は住所地外接種という手続を行うこととなります。例えば壮警町に住所がある学

生さんが遠くの学校に通っているという場合は住所地外接種の手続を行いまして、居住先で接種を受けることとなります。接種券は住所地である壮瞥町から発行されますので、ご家族の方が接種券を遠くにお住まいになっているお子さんに送付しまして、その接種券を住んでいるところの市町村に提出して手続をするというようなこととなります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

次に、6月から拡大されたその12歳から15歳までの取扱い、これについて現在協議中ということと情報収集にも当たられていると思いますけれども、これについては本町の場合で言えば最終月、本年11月中までに実施されるということですのでよいのかについて伺いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

12歳から15歳までのお子さんの取扱いということなのですが、6月1日から拡大されました12歳以上16歳未満、要するに小中学生についてですが、当初は学校における集団接種を検討しておりましたが、今回の接種は任意接種でありますので、教育委員会とも協議をした結果、各家庭の判断でそれぞれが申し込むということにしましたので、一般の方と同じ扱いとなります。予約も一般の方と同じようになる。ただ、お子さんなので、保護者の方が申し込むことになると思うのですけれども、予約も一般の方と同じような扱いということになります。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○住民福祉課長（阿部正一君） すみません。先ほど11月までということであったのですが、一般の方と同じように申し込むこととなりますので、接種券が送られて申し込むということになります。なので、11月ということではなく、もっと早く接種ができることになると思われます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） いずれにしても、町のこれまでの対応についてはお聞きして理解いたしました。この新型コロナがある程度治まって、近づいております東京オリパラが安心して迎えられる環境になるということをお願いながら私の質問は終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁必要ですか。

○8番（森 太郎君） いや、いいです。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号ないし議案第35号、報告第1号ないし報告第3号及び  
諮問第1号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第28号ないし議案第35号、報告第1号ないし報告第3号及び諮問第1号を議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和3年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第28号から議案第35号までの8件、報告第1号から報告第3号までの3件、諮問第1号の1件、合計12件であります。

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

現委員の石川豊治郎氏は令和3年6月25日をもって任期満了となるため、その後任として藤盛元氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、別添のとおり藤盛元氏の履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第29号 固定資産評価員の選任について。

固定資産評価員は、地方税法第404条第1項の規定により町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、これまで評価員を務めていた税務会計課長の阿部正一氏が令和3年4月1日付で異動となったため、その後任として4月1日付で異動した税務会計課長の小野寺寿勝氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。4ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮警町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度壮警町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額38億7,300万円に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,470万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和3年4月26日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。8ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で170万円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、仲洞爺野営場の営業再開に当たり利用方法やルールが大幅に変更になったことを利用者に分かりやすく伝達する必要が生じたことから、案内看板等の充実を図るため、感染症対策業務委託料に50万円を追加したほか、本年度から入退場用の通路を一本化したことにより利用者の車両が1か所に集中し、狭隘なカーブでの接触事故の危険性や検温、受付所周辺での渋滞、入場車両と退場車両の錯綜などの状況を早急に改善する必要が生じたことから、通路の拡幅や路面標示の整備など120万円の施工を緊急的に行ったものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で170万円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。10ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮警町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度壮警町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額38億7,470万円に歳入歳出それぞれ1,126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,596万3,000円とする。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和3年6月3日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。14ページになります。教育費、保健体育費、保健体育総務費で1,126万3,000円の追加となります。ホストタウン推進事業では、フィンランドオリンピック委員会と調印した覚書に基づき競歩競技に出場する選手や関係者の事前合宿受入れに要する新型コロナウイルス感染症予防対策費として計上するものであります。ホストタウン推進事業の委託料については、フィンランドの選手及び関係者と受け入れる壮警町側の全ての関係者に対するPCR検査と再検査の費用に359万円、宿泊等コーディネート委託料で764万円、使用料及び賃借料として外国語翻訳機借り上げ料で3万3,000円を計上するものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、教育費補助金で1,126万3,000円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省

略いたします。

議案第 32 号 壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の内容であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードは地方公共団体情報システム機構が発行することが明文化されました。これによりマイナンバーカードの再交付手数料は、町の歳入から地方公共団体情報システム機構の歳入に移行することになり、壮警町手数料徴収条例第 2 条第 27 号に定める個人番号カードの再交付手数料が不要になることから、当該規定を削除するものであります。

また、附則で、この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとしております。

なお、別添のとおり新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関するものであります。このたび国から条例の適用を令和 3 年 9 月 30 日まで延長する旨通知がありましたので、附則第 2 項に規定する失効日、6 月 30 日を令和 3 年 9 月 30 日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別添のとおり新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 34 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 5 号）について。

令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 38 億 8,596 万 3,000 円から歳入歳出それぞれ 1,051 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 7,544 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。28 ページになります。議会費、議会費、議会費で 207 万 9,000 円の減額となります。議会一般になります。議員報酬月額について令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 1 年間、条例本則で定める報酬月額を約 8 % 減額して支給する附則規定により本年度の議員報酬の現計予算から 171 万 6,000 円を減額するもの

であります。また、この附則規定により、議員共済組合負担金も議員1人当たり4万320円が減額となることから、議員9名分36万3,000円を併せて減額するものであります。

総務費、総務管理費、テレビ難視聴対策費で250万円の追加となります。本年4月、高階山にある壮瞥デジタルテレビ中継局の定期保守点検を行った際に、民放5局の電波を受信する発振器2台のうちの1台及び停電時に電気を供給する充電器の故障が確認されたことから、放送停止という危険性を回避するため応急的に仮設の代替機器を設置しておりますが、今後も安定的に地デジ放送を送信していくためには新たな機器を別途製作し、取り替える必要があることから修繕料として250万円を追加するものであります。

防災諸費では、財源区分の変更でふるさと応援基金の充当に伴う整理となります。

財産管理費で2,830万円の減額となります。公共施設管理事業になりますが、森と木の里センターへ給水している給水ポンプが故障したことから、修繕料として70万円を追加するものであります。また、本年度に予定していた仲洞爺野営場公衆便所建て替え工事に対する同補助金が本年度は設計委託料分までを対象とし、建て替え工事分は対象外となったことから、本年度は設計のみを行い、当該工事を次年度以降に実施することとし、工事請負費2,900万円を減額するものであります。また、財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当に伴う整理となります。

企画費、企画費で142万9,000円の追加となります。その内訳になりますが、ジオパーク推進経費では、これまで洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の事務局に本町職員を1名派遣することで一部軽減されていた協議会負担金が本年度は本町から派遣を行わないこととなり、軽減措置が適用されなくなったため不足となった68万5,000円を追加するものであります。地域情報通信基盤整備事業では、国道453号蟠溪第2工区改良工事で支障となっている地デジ用光ケーブルを移設するため、移設工事費10万円を追加するものであります。行政情報システム運用管理事業では、西いぶり広域連合負担金（電算）で新型コロナワクチン接種記録、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、戸籍附票管理、年金の4つの事務に係るシステム改修に伴い、計61万3,000円を追加するものであります。なお、これらの改修費に対しては全額国庫補助金が充当されることを申し添えます。企画調整用務経費で3万1,000円の追加となります。国土利用計画法に基づく届出事務費交付金の内示を受けたため、事務に必要な消耗品を購入する経費として計上するものであります。また、ふるさと応援寄附金の充当整理に伴い昭和新山国際雪合戦事業に充当していた地方債、過疎ソフトを90万円減額するため、そのうちの60万円をジオパーク推進経費に充当するものであります。

29ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費ですが、これにつきましてもたまたまご説明した昭和新山国際雪合戦事業の地方債減額分90万円のうち残り30万円を町営温泉施設等利用料負担金に充当するものであります。

心身障害者福祉費、地域生活支援事業費で12万円の追加となります。地域生活支援事業になりますが、新たに日中一時支援サービスを利用することとなった世帯がいることから、

必要な扶助費を追加するものであります。なお、当該事業費に対して国庫補助金が2分の1、道補助金が4分の1充当されることを申し添えます。

児童福祉費、児童措置費では、財源区分の変更でふるさと応援寄附金の充当に伴う整理となります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で285万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費となりますが、修繕料については弁景温泉の管路の漏水修繕分として45万円、蟠溪温泉の給水管への安全弁造設分として25万円、合計70万円を追加するものであります。また、工事請負費については国道453号蟠溪第2工区改良工事の施工に伴い発注した蟠溪地区温泉管移設工事及び蟠溪地区温泉管移設その2工事において、施工の際に配管等が予定していた形状と違い、設計変更が必要となり、それぞれ60万円と100万円を既存予算に追加するものであります。また、蟠溪組合泉源ポンプの能力低下により自噴した熱湯が周辺の環境に悪影響を与えているため、2台設置してあるうちの1台を入れ替える必要があることから55万円を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で105万円の追加となります。新規就農支援対策事業になりますが、新たに就農研修を希望する者が1組いることから、1年分の就農研修貸付金として96万円を計上するものであります。また、畑作構造転換事業については、対象となっているてん菜の狭幅高畦栽培による風湿害軽減技術導入の計画面積が当初の予定から300アール増加したため、10アール当たり3,000円、計9万円の補助金を追加するものであります。また、ふるさと応援寄附金の充当に伴い財源区分を整理するものであります。

農地費で18万7,000円の追加となります。これまで北海道が行っていた幸内地区地すべり防止区域点検調査業務について、業務の一部を北海道から受託することとなったことから、業務執行に必要な消耗品を計上するものであります。

30ページになります。商工費、商工費、観光費では財源区分の変更となります。ふるさと応援寄附金1,034万円のうち観光施設維持管理事業に944万円を充当し、昭和新山国際雪合戦事業に90万円を充当し、地方債、過疎ソフトを90万円減額する整理をするものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で715万円の追加となります。道路橋梁維持経費となりますが、町道砂まき業務で使用しております委託業者所有の凍結防止剤散布機が老朽化により使用できなくなったため、今年度以降も砂まき業務を継続する必要があることから、車載式小型凍結防止剤散布機の購入経費として計上するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で19万3,000円の追加となります。事務局事業になりますが、壮瞥小学校に設置してある複写機の借り上げ料について当初予算の計上漏れがあり、追加するものであります。大変申し訳なく思っております。今後ないように留意していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

高等学校費、高等学校総務費及び地域農業科実習費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当に伴う整理となります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 185 万円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、今後会計年度任用職員の時間外勤務分の報酬及び正職員の時間外勤務手当の増加が見込まれることから、それぞれ 15 万円、170 万円を追加するものであります。なお、これらの経費については全額国庫補助金が充当されることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 253 万 4,000 円の追加となります。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でひとり親世帯以外の子育て世帯を支援するため、住民税非課税の子育て世帯の児童 1 人当たり一律 5 万円の特別給付金を支給する事業が国において制度化されたことから、本町においても当該事業を執行するため郵便料 1 万 2,000 円、振込手数料 2 万 2,000 円、50 人分の給付金 250 万円を計上するものであります。なお、これらの経費については国庫補助金が全額充当されること、また本事業の対象外となるひとり親世帯については、町村の場合は道が実施主体となって既に運用されておりますことを申し添えます。

歳入になります。26 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 32 万 8,000 円の追加となります。社会保障・税番号制度システム整備補助金になりますが、西胆振広域連合負担金電算の戸籍附票管理システムの改修費に充当するものであります。

民生費補助金で 265 万 4,000 円の追加となります。地域生活支援事業の増額分に充当する 6 万円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）の事業費に充当する 250 万円、同事業事務費として 9 万 4,000 円を充当するものであります。

衛生費補助金で 205 万 1,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に充当する 185 万円及び西胆振広域連合負担金電算の同事業システムの改修費に充当する 20 万 1,000 円であります。

委託金、民生費委託金で 2 万 4,000 円の追加となります。西胆振広域連合負担金電算の国民年金システム改修費に充当するものであります。

道支出金、道補助金、総務費補助金で 1,450 万円の減額となります。仲洞爺野営場公衆便所建替工事に対する自然公園等整備事業補助金の内示に基づく減額であります。

民生費補助金で 3 万円の追加となります。地域生活支援事業の増額分に充当するものであります。

農林水産業費補助金で 9 万円の追加となります。畑作構造転換事業補助金の増額分を追加するものであります。

27 ページになります。委託金、総務費委託金で 3 万 1,000 円の追加になります。国土利用計画法に基づく届出事務費交付金の内示を受けたため、計上するものであります。

農林水産業費委託金で 18 万 7,000 円の追加になります。幸内地区地すべり防止区域点



検調査業務委託金で同業務の経費に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 630 万円の減額となります。中学生フィンランド派遣事業になりますが、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

地域振興基金繰入金で 160 万円の追加となります。蟠渓地区温泉管移設工事に 60 万円、蟠渓地区温泉管移設その 2 工事に 100 万円を充当するものであります。

財政調整基金繰入金では 6,116 万 4,000 円の減額で、一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で 7,185 万 3,000 円の追加となります。寄附者が指定した各種事業に充当するものですが、内訳は防災諸費、一般経費に 160 万円、公共施設管理事業に 350 万 7,000 円、保育及び子育て環境整備事業に 2,380 万円、新規就農支援対策事業に 240 万円、堆肥センター運営事業に 1,140 万 6,000 円、観光施設維持管理事業に 944 万円、昭和新山国際雪合戦事業に 90 万円、高等学校運営事業に 770 万円、地域農業科実習運営事業に 480 万円、中学生フィンランド国派遣事業に 630 万円であります。

町債、町債、総務債で 1,390 万円の減額となります。仲洞爺野営場公衆便所建替事業に充当する予定だった 1,450 万円を減額し、ジオパーク推進事業に 60 万円を追加することに伴う整理であります。

民生債で 30 万円の追加となります。町営温泉施設等利用料負担事業に充当するものであります。

商工債で 90 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業へのふるさと応援寄附金の充当に伴う整理であります。

土木債で 710 万円の追加となります。凍結防止剤散布機購入事業に充当するものであります。

31 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

22 ページになりますが、第 2 表、地方債補正では、凍結防止剤散布機購入事業で限度額 710 万円の追加となります。利率は 5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後については当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えすることができる。次に、変更で仲洞爺野営場公衆便所建替事業、限度額 1,600 万円を 150 万円に、ジオパーク推進事業、限度額 220 万円を 280 万円に、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 150 万円を 180 万円に、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円を 630 万円にそれぞれ変更するものであります。

次に、35 ページ、議案第 35 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額2億3,213万2,000円に歳入歳出それぞれ8,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,403万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。40ページになります。施設費、施設費、建設改良費で8,190万円の追加となります。幸内地区における地滑りの影響により平成25年度に工区配水池から滝之町第2配水池へ送水している水道管が破断したため、一部区間で総排水の運用を停止し、運用停止前の総配水量を低区配水池から補っているところですが、水量は限られて給水区域への水量を調整しながら運用している状況であります。

また、滝之町第1浄水場取水性の水位低下等もあり、将来的にも安定した供給水量の確保が課題となっております。このことから壮警町の給水区域の水量バランスを踏まえた安定的な水道供給を図るため、低区配水池への流入を増量させる対応策として町道中幸内線に布設している総配水管直径75ミリを直径150ミリに造形する工事を実施するもので、調査設計委託料として1,150万円、水道施設改良工事で7,040万円を計上するものであります。

歳入では町債、町債、衛生債で8,190万円の追加となります。第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

37ページ第2表の地方債補正では、簡易水道施設整備事業で限度額8,430万円を限度額1億6,620万円に変更するものであります。

次に、報告第1号 令和2年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

教育費、高等学校費、高等学校施設管理事業、翌年度繰越額206万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、仲洞爺野営場管理棟整備事業、翌年度繰越額1,353万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業945万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,125万8,000円、観光客誘客環境整備事業200万円、以上5件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和3年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

次に、報告第2号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

総務費、総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業、翌年度繰越額1,760万円、以上1件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和3年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

次に、報告第3号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計繰越明許費繰越決算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

集落排水事業費、集落排水総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業、翌年度繰越額693万円、以上1件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和3年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されております藤川尚子氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となることから、札幌法務局長から後任候補者の推薦につきまして依頼を受けましたので、藤川氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、別添のとおり履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月18日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

## 令和3年壮警町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和3年6月18日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第29号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第32号 壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第34号 令和3年度壮警町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第35号 令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 報告第 1号 令和2年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 2号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 3号 令和2年度壮警町集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第15 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君  
を指名いたします。

◎議案第28号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第29号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第29号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 固定資産評価委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎議案第 30 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 仲洞爺キャンプ場の感染症防止緊急対策事業になっておりますけれども、仲洞爺キャンプ場の改修と申しますか、工事でありますけれども、という説明を受けましたけれども、これは説明、中身は理解したのですけれども、使用ルートが変わったので、看板を新たに設置すること、分かりやすくですね。それと、狭隘なカーブの接触事故等を防ぐために拡幅ですか、改修するのだということの予算補正でありますけれども、これと関連しているのかどうかという確認だったのですが、まず地方創生臨時交付金によって仲洞爺の野営場、キャンプ場を空間整備とかという事業で整備をするということがあったと思うのですけれども、それは令和 3 年度のオープンに向けてという話であって、感染症対策で駐車場から受付、それからキャンプサイトまでのルートを一本化、動線を一本化するということだったと思うのですけれども、それと併せてですか、感染予防のための施設整備、それとその際にもたしかそのルートが変わるので、看板設置のことも予算に入っていたのではないかというふうに記憶しているのですが、それも含めて今年オープンしました。したのですよね。そして、その上で今緊急事態宣言の中でクローズしておりますけれども、多少の期間、オープンした間に起きたこういった諸問題を改善しようと、こういうことかというふうに理解するのですが、そもそも事前の机の上のシミュレーションなり議論だったのかもしれませんけれども、そのルートを変えて、一本化して、動線を変えて施設整備をする。そして、たしかバリケードも造ってほかの侵入を防ぐようなことも、措置も取ったはずなのですけれども、そもそもその際にカーブの狭隘を改善すべきではないかという話にならなかったのかというようなこと、それから看板もルールが変わったのを周知するために設置すると言っていたけれども、その予算では賄い切れなかったのかということを確認したい。

それから、一応たしかピーク時で 600 人を超えるようなキャンプ場でしたけれども、今年度については感染予防対策ということで 100 名先着順に限定して受付をするということだったと思うのですが、その上で実際オープンしてみてこういう問題が起きたということ



になったのかと、この確認であります。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の地方創生臨時交付金を使って今年の3月、感染症予防対策ということで予算を補正しまして、感染対策に関する受付所、検温所の設置、それから道路を一本化、入退場動線を一本化するためのバリケードの設置、それから看板も複数枚設置するという事で、それらを合わせて400万円を補正をしまして、指定管理者である観光協会のほうに委託をしてという、それで今回に至ったという、そういう経過でございます。ご意見のとおりでございます。

結論から言いますと、それを持って感染対策をしてオープンをしようとしたことは事実なのですが、ご指摘のとおり机上の打合せであったのかもしれませんが、より具体的にイメージをしていったときにこれでは、もうちょっと情報なり、そういったものを増やしたほうがいだろうというような話になっていきまして、ですから手戻りはないのですけれども、もっと追加のものがなくお客様が現地で混乱をしてしまう、そういうことをちょっと懸念をしまして、指定管理者と協議をして、看板に関しては当初から感染委託料の中にのせていましたから、それに委託料として追加をして指定管理者のほうで打ち合わせて看板を設置していってもらおうと。

それから、道路、通路の狭隘なカーブの改善、それからもう一つはちょうど来夢人の家の前に駐車場があって、そこが入退場の車両の行き来をする場所になります。そこに特段その路面上の表示がないものですから、白線で線を引いて入場者はここで一旦停止とか、あるいは入退場者はこちらを走ってくれとか、徐行してくれとか、そういうものをより分かりやすくするための施工も併せまして、そちらについては設備上の問題なので、観光協会、指定管理者への委託ではなくて直接工事として町が直営で行ったと、そういうような内容でございます。

事前にその辺りは把握というか、想定しなかったのかと言われれば、確かにそこまでの煮詰めをやっておけばよりよかったのだろうとは思いますが、ちょっと現実的なところまでがイメージできていなかったということで急遽ではあったのですけれども、追加をしたということでございます。

それから、今年度から2点目のルールを変えてということで100名上限ではなくて、車両で言うと車両数でカウントをしまして、車両数で120台、それが今回が一つの上限ということでやっております。人数的には当然その日によって変わってくるのですけれども、このゴールデンウィークに関しては幸いその上限まで到達するところではなくて、混乱等も特にありませんでしたし、むしろ利用者の方からはここまでその感染対策を徹底しているということに対して非常に高い評価をいただきました。非常に安心感があるというふうにお褒めもいただきました。なので、これらのまだまだちょっと始まったばかりの取組ではありますが、何とか軌道に乗せて、今は緊急事態宣言のために休業していますけれど

も、そう遠くないうちに再開できると思っておりますので、その際にはよりよい提供を観光協会と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 今の質問の関連というか、一応20日で緊急事態宣言が解除になる方向で今進んでいるのですけれども、その解除、日曜日、20日の日に解除になって、今町内で休んでいるそのキャンプ場だとかオロフレリゾートだとか、そういうものは月曜日から開けられる状態にあるのかというのをちょっと質問します。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

御存じのとおり、昨日国においては緊急事態宣言の解除を決定をされました。20日をもって北海道は解除されると。それを踏まえて、北海道のほうでは蔓延防止措置に移行した中でどのように対応するかというのは今日議論されるというふうにお聞きをしております。当町においては、これまでの公共施設の改編に関しては、まず1つの基準はこの緊急事態宣言というものが北海道対象に発令されているか否か、それから北海道内、特にこの胆振の近隣の感染状況がどうか、それからもう一つは近隣の市町がどのような対応をされるか、ある程度連携、歩調を合わせてということで昨年から、もうこの1年以上対応をしてまいりました。

その観点から言うと、現状で考えれば緊急事態宣言の解除に合わせて公共施設を再開していくというのが方向性としては一番可能性としては強いのではないかとというふうに考えておりますが、それを判断するに当たっては一定の手続きであり、あるいは一定の町内としての意思決定の必要があるとなりますので、現段階では決定ではありませんけれども、方向性としては再開の方向で考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ◎議案第31号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを

議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） ここではホストタウン推進事業ということで、オリンピックのフィンランドのオリンピック競歩の選手、それを壮瞥町に事前合宿地として受け入れるということで、その事業の経費だというふうに思いますけれども、何点か質問したいと思いますけれども、まず最初に前回の全員協議会でも説明ありましたけれども、毎日PCR検査をするということでありまして、毎日どこでPCR検査をするのか。この毎日するということが選手に負担はかからないのかどうか、それをお聞きしたいのと、それと事前にオリンピック選手はワクチン接種2回と、それでウイルス検査2回を実施するということが確認しているということでありまして、選手としてもオリンピック、こっちに来るのには不安があるのではないかなというふうに思いますので、受け入れるほうも、宿泊関係者とか随行者もこれは先行でワクチンを接種するほうがいいのではないかなというふうには感じますけれども、その考えをお聞きしたいというのと、もう一点細かいことではありますけれども、外国語対応として翻訳機を借り入れるということでありまして、この翻訳機の性能と大丈夫なのか、通訳がいれば一番いいと思うのですが、この翻訳機の性能、これをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目、PCR検査ということですが、原則選手と関係者については毎日PCR検査を実施するということがございますが、どこですのかというご質問でございますが、今そのPCR検査を行っていただく業者を選定し、それから委託に出して実施していこうというふうに考えておまして、今いろいろと作業中でございます。いずれにしても、やらなければいけないことではございますので、早めにその業者を選定して委託をお願いするという予定でございます。

続きまして、2点目ですが、ワクチンの接種ということで選手につきまして、フィンランドから来る関係者につきましては、選手も含めワクチンを接種してウイルス検査を2回実施して入国してくるということでございますが、受入れのほうの方々といいですか、関係者も含めワクチン接種ということでございますが、これについてもなるべくスムーズな受入れができるように関係機関と町内で検討を重ねてよりよい方向に持っていければなというふうに思っております、今現在検討中ということでございます。

それから、翻訳機の件でございますが、性能というところでございますが、これにつきましても国から示されている単価でやっております、それにつきましてもどのような機種にするかというのは今後考えていきたいと思っておりますし、この使い道につきましては今通訳という話もありましたが、うちのほうで、教育委員会で雇用しています地域おこし協力隊の方がその辺英語ですとかフィンランド語もできるということで、ほとんどその

方が随行で考えております。翻訳機につきましては、こういった場面かという、想定される部分につきましては風邪症状とか、そういったときに医療機関に行くときに使うとか、そんなようなことが想定されるのかなというように思っております、これにつきましてはもどんな機種ということで、ある程度性能が高いような機種を選定して借りていこうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 分かりました。

1点だけ質問したいと思いますけれども、PCR検査は今後委託するというので検討していくということでありまして、想定されるのはどっちなのか。医療機関であるのか、それとも訪問していただいて現地ですでにいただくのか、それはどっちなのかちょっとお聞きしたいと思います。想定されることです。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今現在想定しているのは後者といたしますか、医療機関に行って、そのときに通訳がついていければそれはそれでいいのでしょうかけれども、そういったついていけない場合そこで翻訳機を使って意思疎通を図るというようなことを想定はしています。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（河野 圭君） PCR検査ですね、失礼しました。

PCR検査については、想定としては現地ですといたしますか、宿泊施設あるいはこちらでキットなりを持ってきてもらって、それもちょっと業者によってだと思っておりますけれども、現地で、こちらでPCR検査を受けて、運んで、検体検査をしてもらうという想定であります。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） お許しをいただいて、関連質問になるのですが、関連でお伺いしたかったのですが、今やり取りがありましたような中身含めて、失礼、すみません、この案件につきましては、事案については全員協議会の場で説明があつて進めるべきだというふうに理解しているのですが、その際に説明があつたことで、その競歩の選手が事前合宿の形で入られて、当然その練習、トレーニングもされると。それをどの場所で行うのかというやり取りがあつたと思っておりますけれども、湖畔の歩道も含まれていたようなふうに理解して記憶していたのですが、あそこに住んでいる者として日頃あまり歩道を歩くことはないのですが、改めて見てみますと宿泊、ペンションおのさん周辺を含めて滝之町方面に向かってもそのようなのですが、両方とも雑草が生い茂っているのと、もともとそういう仕組みで、何て言うのですか、あれは、ブロックを重ねたようなと言えはいいのでしょうか、きちんと平たんでないということで、あれが果たして

競歩のどんなトレーニングをするのか中身は分かりませんが、適しているのかどうかということ、ほぼ相当な面積を雑草で覆われて、これがしつこい草で覆われているのですけれども、その辺は整理というか、修繕というか、改修する必要がないのかなと。仮にあそこで競歩なり、そのトレーニングをするには不適切ではないかという感想を持ったのですけれども、この辺の予算含めて、あるいは対応を含めてお伺いしたいということに関連質問で恐縮ですけれども、議長のお許しをいただいております。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

練習場所ということで湖畔というふうに前回もお話した部分があるかと思いますが、まず事前の下見に来られていない状態で、7月に初めて壮瞥町に来て環境を見るということでございまして、その練習場所についてはまたそこから選定していくのかなと。確かに今言われる湖畔と壮瞥温泉の湖畔の道路、歩道についてはブロックでちょっと草も生えているという状況でありますので、その辺また来日して、来町して見てもらって、どこでやるかということで候補地としては何か所か考えておりますので、その辺で来てもらってからということになるのかなというふうに思っております。

また、草で覆われている不適切という、トレーニングに向かないのではないかとということでございまして、ここで、その場所でトレーニングしたいというふうになったら、その辺道路管理者などと打合せしながら整備できるところは整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 関連なので、あまりこれ以上深く議論する気もないのですけれども、お招きする以上この場所であるということが当然複数検討されていて、提示して、こちらを選択してトレーニングの場所にするというのは理解できるのですけれども、それにしても来てから見てもらってという判断では、多分あの歩道はこれは使えないという判断になるのは常識だなというふうに思うのですけれども、それが悪い、いいではなくて、例えばその競歩に関係する方々の意見を聞いてどこが適しているかということをごちから来ていただく前に事前に提供するメニューと言いませんか、こういうコースをということをご事前にその競技関係者から聞いた上で自己判断してこういうものが適切だということを提供するというほうがお招きする立場とすれば正しいのではないかと気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

事前の練習場所ですけれども、一応今やり取りの中でフィンランドのオリンピック協会にどのような場所をといてどこで何か所か資料で映像とか、そういう形で提供しております。それを見ていただいて、こちらに来ていただいたときにこの場所というところでや

っていただけるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 昨日夕刻、7時前のテレビを見ておりましたら、ニュースで苫小牧市でオリンピック参加国の事前合宿練習の具体的な日程だとか会場等の放送がありました。壮警町がホストタウンとして受け入れるフィンランド国のオリンピック委員会というのですか、そこと現在どの程度のコンタクトが取れているのか、もし取れているのであれば、その内容について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今どの程度連絡を取り合っているかというところでございますが、先ほど申し上げたとおり練習場所ですとか練習環境、機械トレーニングもありますので、どのような機械が必要かですとか、あとは食事の関係です。アスリートですので、食事が大切ということで、それらの情報の交換で、それを宿に情報提供して、そういったメニューをどうしていくかということでやり取りしております。

また、入国するときの飛行機ですとか、そういった空路ですとか、その予約ですとか、その辺の情報をやり取りして進めてございます。FOC、フィンランドのオリンピック協会といたしましても、なるべく今その副会長の方とやり取りをしてスムーズにこの事前合宿は実施したいということでやり取りを進めているところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（河野 圭君） 7月19日から入国してくる選手は3名、それからスタッフが2名でございます。その後遅れて2名が入ってきて、合計7名が事前合宿をそれぞれ行うという日程になってございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 一つだけちょっと確認したいのですが、ここに提示されていないのですが、多分私の考えでは壮警町としては移動手段のバスは用意することはないなと思うのですが、先ほどの説明で例えばPCR検査をするときに移動する場合の車両とかというのはどこから入ってくるのかは、千歳から来るのか、札幌の丘珠のほうから来るのか、それはちょっと分かりませんが、そこからの移動してくる車両などを使って行うのでしょうか。それちょっとお聞きしたかった。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

移動のバス手段ということでございますが、町内で練習するときの移動ですとか、あるいは千歳からこちらの移動手段ということですが、一応公用車、教育委員会のバンといえますか、ワゴン車がございまして、そちらで対応するというふうに考えてござい

ます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ◎議案第 32 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 32 号 壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 壮警町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 33 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 34 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 34 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 2 点あるのですが、まずは細かいというか、確認だったのですが、テレビ難視聴対策費の修繕費で、これ高階山にあるデジタルテレビ中継所の改修、定期検査の際にという説明があったのですけれども、提案理由の説明に合わせてその文書で分かりやすくいただいているところを拾って質問するのもなんなのですかけれども、その民放 5 局の電波を発信する発振器に故障が見られたのでということで説明があったのですが、たまたまその提案理由の説明書の発振の振がてへんの要するに振るという、電波を発信する発信は大体にんべんの言、信金の信、発信だと思うのですが、それがてへん、分かりますよね。振るという発振器となったのですけれども、そういうことで理解でいいのかということ。すみません。

〔何事か言う人あり〕

○2 番（松本 勉君） いやいや、分からないで聞いているのですけれども、それが 1 つです。

もう一つは、ジオパーク推進経費でありまして、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会に負担金として 68 万 5,000 円を新たに計上しております。これ説明もございましたけれども、今まで出向していた壮警町の職員がいまして、出向していた際はこの負担金が減額されていたと。その出向がなくなったので、追加補正するという説明でありました。その出向されていた職員の方についての人事のことですから、デリケートなこともあるので、詳



しくつまびらかにと聞く気はないのですけれども、そもそも中途採用で入れた職員で、有能な方で語学も堪能で、恐らくそのジオパーク推進事務局というのでしょうか、推進協議会の事務局でも活躍されていたのだらうと。それは理解するのですけれども、あまりにも出向なのにもかかわらず多年にわたり継続出向しているなという疑問はずっと持っていました。たとえ有能であってもです。当然軸足といいますか、籍は壮警町にあってですから、こちらの要望あるいはその事務局を持っている洞爺湖町さんとのやり取りというのがやっぱりあって、要請を受けてずっと行っていたものなのかどうか、それを確認というよりも、そんなことだったのかなということ。そして、このたびその彼が退職されて新たに洞爺湖町の職員になられて、その先は分かりませんが、恐らくジオパーク協議会の事務局で活躍されているのかなという推察するのですけれども、それはそれでご本人の判断とそういう職業選択の自由があるのだらうと理解しますが、今までの過程の中でどうも壮警町がずっと言わば献身的に有能な職員を送った上で、なおかつ最終的に辞められて、行っている間の人件費は当然壮警町が負担するわけでありましてけれども、何かしっくり落ちないといいますか、を感じていたわけで、そもそもそういったゆがんだとは言いませんけれども、偏ったその出向派遣があっただけなのかということのをずっと思っていたのですけれども、発言はしませんでしたけれども、その辺を事務局、洞爺湖町でいいのでしょうか、それと壮警町でやり取りがあったのかどうかということです。

もう一つ、分かりませんが、この人の異動についてもこれから先も言わば僕が思うにその洞爺湖町で事務局を張るぐらいでしたら、御庁自らが人を育てる努力をされて、プロパーで自分のところでそういう有能な職員を育てるという責任があるのではないかというふうに思っていたわけでありましてけれども、そうではなくて、その職員がそちらに形として異動したことについて当然というか、各町の間でそういうやり取りがあったのかどうかということもできればお伺いしたかったということでもあります。それが一つです。すみません。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

1点目の中継局の機材の関係でまずご答弁をいたしますが、ご質問にあったとおりで正しい内容です。通常であれば信じるの信なのですが、この機械については多分性能というか、その機能を分かりやすくするためにこういうような字を使っているのだと思うのですが、正式名はRb発振器といまして、アルファベットのR、それからb、それに今おっしゃった発振器というものがあります。そもそも民法の電波を地域に対して出す、そういう機械です。そういう機械が2台あるのですけれども、2台あって通常は2局、3局でこう分けてやっているのですが、1台が壊れてしまったので、5局を今残った1台でやっていたと。だから、これも壊れてしまうと発信されないイコール民法が受信できない、そういう状況になってしまうので、対応したということでございます。

なお、250万の予算の中に発振器と、それからもう一つ充電器のほうも1台壊れていた

ので、それと合わせて、その2つを合わせて250万、そういう予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） もう一点、ジオパーク推進事業に関するものについては、人事に絡む話ですので、私のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、人事については管理運営事項でありますので、細かいことについては説明はできるところとできないところがあるということはまず冒頭ご承知いただければと思っております。

まず、あくまでも今回の措置については、今議員がご指摘になったような構造的な問題があるということを当事者が、本人が一番感じていたところでもあり、あくまでも今回の事案については本人意向であったというふうにご理解をいただければと思っておりますし、それに基づき両町の首長間では話をし、しかるべきこのような対応になったということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 納得はしないけれども、理解をいたしましたけれども、そもそも事務局体制は当然その事務局長に値するポストの方は洞爺湖町の方が就かれていると思えますけれども、ほか何名でご活躍されているのか、ふだんの事務を行っているのかということをお伺いしたい。

それから、これ関連になってしまいますけれども、長年不適、不在だったといいますが、その専門職と言えいいのですか、専門官、専門員を置くことになって、その人件費については応分負担、均等割になっていたと思うのですけれども、全体で言えば観光客割、それから施設割、あと均等割でしたか、こんな形でそれぞれ四百何十万から500万ぐらいでしたか、分かれて1市3町が負担されてジオパーク推進を進めているわけですが、事務局もそうですが、専門員についてはそのジオパーク認定の際にぜひ必要だということになって置くことになったと。その専門員が何か今不在だという話を耳にしたのですが、その辺はどういう経緯があったのかということと、この善後策として次に採用を含めて考えているのかということと、うがった見方をするとそういう専門職がいなくなったので、有能なうちの職員はぜひともキープしておきたいというような、そんなことも考えられたのかなというようなことを勝手に想像したりもしたのですが、ちょっと置いておきまして、その専門員については言葉は違いますが、そもそも事務局は壮警町から始まったこのジオパーク推進に関して、町長も歴代替わっていますけれども、山中町長の時代から始まるのですけれども、事務局を置いていましたけれども、やはり教示といいますが、事務局を運営する自覚なり、そういったものはあったなというふうに思うのですが、たまたまその町長も替わりまして事務局を移りましたけれども、いいのですが、メディアなんかに出てくるときには洞爺湖町がまず全面に出てきて、そういう形になっていくことはやむな

いのですけれども、どうもただ一方で学術的な部分ですとか、全国、全世界にその専門的な方々との人知の交流ですとか、情報というのはやはり今でも壮警町を中心に受発信しているというふうなことを思うのですけれども、そういった意味からすると壮警町にぜひ当時は学芸員を置くべきではないかみたいな話をさせてもらったのですが、単独で駄目なら応分負担をいただいたらどうなのと言ったら、それは受け入れられないということのやり取りがずっと続いていましたが、せっかくその応分負担になって、洞爺湖町が事務局ですから、そこに専門職がついたにもかかわらず不在になったと、この辺の経緯がよく分からないので、しかも分からないのでというよりも、それはやっぱりつまびらかにすべきではないかと、事務費負担も含めて行っているのですからという感じがします。そもそもそういったことさえ議論にならないこと自体がジオパークに対する気持ちも薄らいでいくのではないかと、自分がつけているから言うわけではないのですけれども、例えばそうきたか！そうべつのバッジもそうですけれども、何か風化していつか消えていつかなくなるのではないかとという危惧もあったものですから、ぜひ、すみません、話があちこち行きましたけれども、お伺いしたいと、こういうことでございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 総体的なことはちょっと私のほうから説明をし、細部補足については担当課長のほうからご答弁をさせていただければと思っておりますけれども、まず専門員の話がありましたけれども、専門員については今回本町からの職員の退職の問題とは別に別な案件として考えていただければと思っておりますし、残念ながらたしか2年間だったと思いますけれども、2年間をもって本人意向並びに、承知している範囲では本人意向と組織的な決定として2年で任用が終わったと、このように総会等で伺っている、総会といえますか、首長の会議で伺っているところであります。

それと、先ほどの質問の件については全く別の問題であると。全く関連がしていないかどうかということは分かりませんが、別な問題として生じた事案と、このように認識をいただければと思っております。

それと、ジオパーク推進に当たって専門員を雇用しなければならないということで2年前、3年前ほどから取組を始め、2年前から雇用をしたわけでありましてけれども、大学を卒業して、その一定の知見といいますか、収支以上の資格を求められておりますので、今回の雇用の関係で壮警町から洞爺湖町のほうに籍をとるか、職員としてなった職員についてはこの要件をやっぱり満たすものではないので、これは何回も言いますけれども、そういった面からも別な案件とご承知いただければと、このように思っているところであります。

それと、事務局の体制ですとか、今何人であるかということについては後ほど課長から分かる範囲でお知らせをしていきたいと思っておりますが、事務局があるなしにかかわらず、ジオパーク推進は当町がやっているときから広域でやっていることでもありますので、今洞爺湖町に事務局がありますけれども、当町としても当初の理念を忘れずにこれからも

ジオパークを推進していく立場は変わらないと、このようにご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうから補足でご答弁をさせていただきます。

実は事務局がちょうどこの令和2年から3年度にかけて入れ替わりがいろいろあって、表現とかもあるので、もう一回ちょっと整理をして話をしますが、まず令和2年度、昨年度に関しては、先ほど来話題になっている学術専門員をひっくるめて5名です。それぞれの職員、洞爺湖町と壮瞥町の職員が3名、それから学術専門員が1名、それと業務支援委託という形で東京のほうのそのシンクタンクから1人研究員を派遣していただいているので、合計5名です。町職員に関してはそれぞれの町が洞爺湖町と壮瞥町で負担をします。その学術専門員に関しては、令和2年度までは協議会として雇用をして負担金を払っていて、一応令和3年度からは洞爺湖町が人件費を負担する、そういうことになっていました。ただ、先ほど町長からもお話あったように、ちょっといろいろ事情が、人事のお話ですけれども、ございまして、最終的にその学術専門員の方は令和2年度をもって辞められています。今空席になっている状況なので、近々後任の方の公募というか、採用活動に入ると、令和3年度中に見つけたいということを経理のほうからは情報提供を受けております。

もう一つその業務支援委託で東京のシンクタンクから来ている方、これに関しては令和3年度も引き続きいるのですけれども、この支援委託の方の人件費を各4市町ではあるのですが、それを割るときに職員を出している町は3分の1でいいですと、壮瞥町、洞爺湖町は職員を出しているの6分の1でいいですと、伊達市、豊浦町が3分の1で、その研究員の派遣費を賄うと。それが今回壮瞥町から事務職員を派遣しなくなったので、その負担割合が変わって今回は補正した、そういう内容です。ちょっとかなり入り組んでいますが、

令和3年度に入ってからなのですが、実はその町の職員のうちの一人が離れたというか……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（庵 匡君） ええ。特別職、副町長になられて事務局を離れられて、壮瞥町から行ってた職員が今度は洞爺湖町に採用されて、洞爺湖町のほうで事務局に入っていると、そういう状況のはずです。あと、業務支援委託研究員で来られている方はそのままですし、学術専門員は今空席ということなので、今で言うと3人なのですか、というふうになっているはず。確認、令和3年度に関しては若干ちょっと心配なところあるのですが、おおむね大体それぐらいの人員体制で今やっている。ですから、今いろんな動きがあるので、ちょっと固定的には申し上げづらいのですけれども、そんなような状況ですということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般4ページ。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） ここでは農地費の幸内地すべり防止区域点検調査業務委託料ということで、消耗品を購入するということでありますけれども、この北海道から幸内の地すべりの防止の点検の業務の一部を受託するということでありますけれども、内容的にはどういうことを一部受託することになったのか。そして、消耗品費というのはどういう消耗品を購入するのか。それと、何回か地すべりの現地は見に行っていますけれども、今の現状と今後についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

まず、業務の概要なのですが、これは委託業務でして平成15年から28年にかけて地すべり対策事業というのが行われまして、現地でいろいろ対策工事が行われました。平成29年に一応概成ということで平成29年から4年間北海道のほうで現地の経過を観察して維持管理の業務を行っていたところが4年を経過してその対象となる区域に関しては有意な変異はないという判断から、これは地すべり防止区域維持管理事業実施要領というものの取扱いの中で、3年を経過すればそれは市町村がその後の監視業務といいますか、維持管理を行うということになっておりまして、それに基づいて業務を一部移管されたというところでありまして、内容といたしましては年2回です。春と秋に現地の状況を目視により点検して、変わっていないかどうかという、その辺をチェックする業務です。それにかかる経費として委託料18万6,689円ということなのですが、これはその行ったり来たりするためのガソリン代ですとか、行くとやっぱり現地足場も悪いので、長靴を履いたり、カッパを着たりだとか、そういう状態もあり得ますので、そういった様々な消耗品をそろえるために予算計上したものであります。

現状につきましては、さっきも言いましたとおり平成28年に事業がこれ完成とは言わないです。工事と違って概成という表現するのですが……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） そうです。これは長流川の南側の幸内地区なのですが、先ほどというか、関蟠線のほうの地すべりとはまた違った区域でありまして、川沿いの部分なのですが、その部分に関してはさっきも申し上げたとおり変異は認められなかったというところがございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、建設課のほうから地すべりの現状についてちょっと簡単にご説明させていただきたいと思っております。

観測ですとか、やっているところにつきましては、先ほど言われました町道の関内蟠溪線と町道の幸内上幸内線付近の2地区の地すべりについての状況でございますけれども、現状としましては基本的には今のところ関係機関がそれぞれ開発局、北海道壮瞥町が設置しておりますGPSの観測について総体的な変異の量を算出しているという状況でございます。それを月に1回壮瞥町のほうでデータを回収しまして、北海道の総合研究機構地質研究所にデータのほうを解析依頼をしているというところでございます。

現在の状況としましては、当初地すべりが発生した当時よりは変動については少なくなっているというところではございますけれども、近年の動向を見ますとやっぱり大雨が振ったときですとか雪解け時期、その辺については若干変動が見られるということで今後まだまだ注視が必要かなという状況でございます。

コロナ禍で関係機関と会って情報共有するという事は、なかなか今ちょっとできていない状況ではありますけれども、今後も引き続き関係する機関と情報共有しながら地すべりの状況について観測をし、今後もまた対策について検討していかなければならないかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私は保健衛生費の温泉管理費で工事請負費、蟠溪地区の温泉管移設その2工事と、あと泉源ポンプの入替え工事に関してお伺いいたします。

まず、移設工事ですけれども、説明では施工の際に配管等が予定していた形状と違って設計変更が必要となったと。これは温泉管といいますか、道路に管を埋設する場合には事前の調査が十分にされて、道路占用なりの許可が得られていると思うのですが、これ多分町が温泉管を当初布設したものではないと思うのですが、どのような理由があってそういうことになったのか、考えられるというか、想像できる範囲でその理由についてお聞かせ願いたいことと、あと蟠溪地区の泉源ポンプの関係については、その能力低下により自噴した熱湯が周辺的环境に影響を与えていると。自噴した熱湯が周辺的环境にどのような悪影響が出ていて、これはポンプを入れ替えることによってどのように改善されるかということについてお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

まず、蟠溪温泉管移設その2工事におきまして、現場の形状が違っていたという部分なのですが、こちらの工事は発注する前の設計段階で、設計は今回令和2年度に補正させていただいたのですけれども、その基になった設計図書が工事を最初に配管を移設したときの設計図が平成4年度に作成されたものでありまして、これは平成4年度に町が布設した工事でありました。なぜこの違ったかという部分につきましては、ちょっといろいろ調べたのですけれども、よく分かりませんでした。ただ、当時道道だったということもありまして、今と規格も違っていたのかなというところと、道路幅も多分違っていたのではない

かなと思われまして、そういうのもあって現況とちょっと違った形であったというふうに考えられます。

ただ、事前に今回令和2年度に、発注前に設計する際に現地を調べたときは、マンホールの位置ですとか深さですとか、地上から確認できる部分に関しては図面どおりの位置と形状であったというふうに確認しております。それを基に実際に掘削したところ、地面の中の形状がちょっと深さや何かが違っていたというところでもあります。

それと、もう一点の組合泉源のポンプの関係で、能力低下によってどのような影響があるのでしょうかというところで、もともと自噴している井戸なので、くむ量が少なければその井戸からあふれ出るような状況になるのですが、能力低下によってそのあふれ出る量が増えてきておまして、本来ポンプの能力どおりの量がくめていれはある程度水位も下がって水路周辺にお湯が出てくることはないのですけれども、ないというか、少ないのですけれども、それが比較的ちょっと量が多くなってきて、まず泉源を囲っている木の枠があるので、その湯気とお湯の熱でそれが腐って取れてしまったということがありまして、それによってまたさらに湯気が周辺に広がって周りの水路等の温度も上がって、湯気がもうもうと出るような状況になって、周辺の住民の方からも何とかならないのかというような感じで苦情もいただいているというところでもあります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） そうです。今回のポンプを交換することによってその辺は、ポンプを交換してその囲いも直しますので、その辺の対策は取れると考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 2点ございまして、細かいことではございますけれども、身障福祉費の地域生活支援事業の12万の追加補正に関してですけれども、地域生活支援事業についてその新たに日中一時支援サービスを利用するという……

〔何事か言う人あり〕

○2番（松本 勉君） でありましたけれども、もう一度言います。日中一時支援サービスを利用することとなった世帯が出てきたということでありまして、その日中一時支援サービスの具体的な内容についてお伺いします。

2つ目は、農業振興費の中で畑作構造転換事業なのですが、説明いただいた中身についてなのですが、てん菜の町長の説明の難しい表現で狭幅高畦とおっしゃってしまし

たか。要は幅が狭くて畝の高い栽培をすることによって風湿害軽減技術を導入すると。よってこれで収量が上がっていくのかなというふうに理解はしますが、それを300アール増加したためにという補助、追加補正でありますけれども、そもそもその幅を狭くして畝を高くしてどういうことで風湿害軽減につながるかというメカニズムはどうなっているのか。

それと、それを施工というのか、作付するときの技術というのはその機械を使ったものなのか、手作業なのか分かりませんが、その辺の具体が分かればお伺いしたい。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

日中一時支援事業についてですが、この事業は障害者などを介護している家族が日中家族の都合によって介護できないような場合、監視する者がいない場合などに日中の居場所と申しますか、一時預かりと申しますか、日中の居場所を提供してくれる事業所があるのですけれども、その事業所に対して支払うという事業になっております。一時的に家族が介護できないので、宿泊は伴わずに日中だけ一時的に預かっていただくと、そういった事業になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 畑作構造転換事業のてん菜の栽培技術の関係でのご質問だったのですが、狭幅高畦はおっしゃったとおりなのですが、幅を狭くして高い位置に植えるということで、幅を狭くして植えると風によって倒れる影響を受けづらいため、風害対策です。高くすることによって湿気がたまらないように、湿害対策というような意味合いの技術になります。これは栽培、植え付けるときにトラクターで畝を切ってやるのですが、そのときにその高さを調整したりだとかすることでそういった対策が取れるという技術になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 1点ございまして、道路橋梁維持経費に関わって除雪機械等購入費715万円の追加補正に関してですけれども、これは小型の凍結防止散布機、凍結防止剤を散布する機械の購入費でありまして、全員協議会の際に説明を受けたものであります。その際今までは業者さんがお持ちの機械を利用してやっていただいていた、請負していただいた、業務そのものをです。今度はそれが壊れたので、機械を町が購入して業者さんに提供して業務を続けていただくと、業務継続の意味からと、それからもう一つおっしゃっていたのが、いわゆるその経費面で考えると町が持って、町が買ってそれを貸すといいま



すか、そのほうが請負というのか、業務委託費の軽減につながるという話だったと思うのですが、すけれども、細かいかもしれませんけれども、具体的に何年ぐらいで、どのぐらいのコストダウンなり効果があるのかということが分かればお伺いしたい。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回小型の凍結防止剤の散布機械を買うことにつきましては議員のご指摘とおりでございますけれども、今後の購入後のコスト面でございますけれども、今までの形態では業者持ちの機械において砂まきをしていただいていたということで、設計上の積み上げの中に機械の損料というものが発生してきておりまして、その経費が大体4,000円ぐらい、1時間当たり4,000円かかっております。それが今回町が購入して業者さんに貸与するという形になりますと、その10%ぐらい、470円ぐらいの損料という形になってきますので、それぞれトラックの損料ですとか燃料代、運転手さんの費用だとかを積み上げていきますと今までやっていたところ、機械を機械持ちの業者さんと委託する場合には毎年ちょっと変わりますけれども、令和3年度の試算では2万171円だったところが町が機械を貸与することによって1万6,236円ということになります。それを例年大体1シーズンで120時間程度稼働しておりますので、それを計算しますと今までの機械業者さん持ちのやつでいきますと266万円程度だったものが機械貸与することによりまして214万円程度になります。ということで、その差額につきましては52万円程度年間と、経費が抑えられるという試算をしております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 35 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 35 号 令和 3 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 令和 3 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、報告第 1 号 令和 2 年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終結いたします。

◎報告第2号

○議長（長内伸一君） 日程第11、報告第2号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終結いたします。

◎報告第3号

○議長（長内伸一君） 日程第12、報告第3号 令和2年度壮警町集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎諮問第1号

○議長（長内伸一君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 諮問事項ですので、本来であれば私は質問は避けたいなと思っていたのですが、やはりお互いに共通理解する上で質問というか、伺いたいと思います。

今回は人権擁護委員法によってその手続踏まれているのですが、多分というよりも委員の任期は3年ですので、3年前の第2回定例会にこのように提案されたと思います。そこで、藤川さんは何年から擁護委員として推薦しているのかです。これについて本来であれば事務局へ行って聞けば一番いいのですが、やはりみんながそういうことを知っておいたほうがいいなという考えから質問いたします。いつからでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

藤川尚子氏においては、平成24年の4月から人権擁護委員を務めていただいております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

#### ◎意見案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第14、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュート

ラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保し、また、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第15、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(長内伸一君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
よって、令和3年壮瞥町議会第2回定例会を閉会いたします。  
(午前11時28分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員